



栃木県公報

平成24年
5月18日(金)
号外
第50号

目次

規則

- 栃木県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定…………… 1

規則

栃木県規則第三十九号

栃木県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成二十四年五月十八日

栃木県知事 福田 富一

栃木県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

栃木県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例（平成二十四年栃木県条例第二十号）の施行期日は、平成二十四年五月二十一日とする。

(障害福祉課)